

『常陸大宮市環境基本計画(案)』の概要

◎計画策定の趣旨

この計画は、現在の環境基本計画が平成29年度に計画期間が満了となることから、現在の市が抱える環境面における課題の解決を図り、常陸大宮市環境基本条例に定める基本理念の実現を目的とした、新たな常陸大宮市環境基本計画を策定するものです。

◎計画期間

平成30年度から10年間とします。

◎望ましい環境像

本市が目指す将来の望ましい環境像は、常陸大宮市総合計画の将来像及び環境基本条例の基本理念と基本方針を踏まえ、次のように定めます。

“豊かな自然と調和した環境にやさしいまち”

◎施策の展開

環境の課題を解決し、望ましい環境像を実現するために5つの基本目標のもと計画を推進します。

・基本目標Ⅰ 地球を思いやるやさしい心を育むまち

日常生活や事業活動を見直し、温室効果ガス排出量を低減しながら、エネルギーや資源を効率よく利用し、地球にやさしい暮らしができるまちを目指します。再生可能エネルギーの推進等の施策と市民・市民団体・事業者の取組みを定めています。

・基本目標Ⅱ 豊かな自然とのふれあいを育むまち

緑豊かな森林や里山、清らかな水の流れが育む水辺を、将来の世代に引き継ぐとともに、自然と触れ合いながら共生していくまちを目指します。森林の保全と活用等の施策と市・市民団体・事業者の取組みを定めています。

・基本目標Ⅲ ものを大切にし快適に暮らせるまち

資源を大切にし、ごみを減らす持続可能な循環型の生活様式や事業活動を推進しながら、市民・事業者・市が協働し、不法投棄がないきれいなまちを目指します。ごみの発生抑制と減量化の推進等の施策と市民・市民団体・事業者の取組みを定めています。

・基本目標Ⅳ 清らかな水と空気を大切にし安心して暮らせるまち

私たちの暮らしに欠かせない空気や水、身近な生活環境を良好に保つため、環境負荷の更なる低減を進め、市民が安心して暮らせるまちを目指します。大気環境の保全等の施策と市民・市民団体・事業者の取組みを定めています。

・基本目標Ⅴ 地域を思いやり環境を守る人を育むまち

市民・事業者・市が共に知恵と力を出し合い、環境に関する情報や学ぶ機会を創出し、積極的に環境を守る活動に取り組み、環境への思いやりあふれるまちを目指します。学校での環境教育・環境学習の推進等の施策と市民・市民団体・事業者の取組みを定めています。

◎重点施策

本計画の望ましい環境像の実現に向け、特に重要性、緊急性を要し、先導的役割を果たす施策を重点施策として位置付け、取りまとめたものです。

地球温暖化防止対策の推進、里山の保全、きれいなまちの推進、環境教育・環境学習の推進。